

令和2年11月19日 作成  
令和2年12月16日 一部追記  
令和3年1月8日 一部修正  
令和3年1月15日 一部修正  
令和3年1月20日 一部修正

## 新型コロナウイルス感染症に係る強化期間の対応について

このことについて、学生が進級・卒業・修了など、次のステップに安心して進んでいけるよう、また、学力入学検査実施に際し、リスクを最大限排除することを目的とするものです。

### 1. 強化期間

- (1) 12月24日(木)(冬季休業前日) ～ 3月19日(金)(卒業式)の間
- (2) 本校、新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止ガイドラインの基本方針の徹底を強化する。
  - 1) 学生や教職員の安全確保(命、健康)を最優先に考える。
  - 2) 学びを止めない。学習意欲に応える。
  - 3) 地域社会の一員であることを自覚し、感染予防や感染拡大防止に努める。
- (3) 教職員の県外出張等の取扱い
  - ① 県外への出張、県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する。  
(※1月8日(金)～2月7日(日)の間、緊急事態宣言を受けた鳥取県の対応に準じて「緊急事態宣言」対象地域への出張は制限する)
  - ② 鳥取県版新型コロナ警報の基準により、「感染流行嚴重警戒地域(V)」、「感染流行警戒地域(IV)」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張を控える。警戒が必要な都道府県については、以下URLにより最新の情報を確認すること。  
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1215170.htm#itemid1215170>
- (4) 基本的な感染対策の徹底
  - ① 「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染対策を徹底する。
  - ② 会食の際のルール(小人数・短時間、席の配置は斜め向かい、料理は個人ごとに配膳など)を徹底する。

### 2. 特別警戒強化期間

- (1) 1月20日(水) ～ 2月21日(日)の間
- (2) 特別警戒強化期間中の対策について  
以下の①～④については、自粛(自粛を依頼)することとし、やむを得ず実施をする場合には、校長に申し出をし、許可を得ること。
  - ① 不要不急の出張及び研修等。
  - ② 不要不急の対外試合・対外練習。
  - ③ 不要不急の外来者の入構。
  - ④ 不要不急の構内施設の貸出し。

令和2年11月19日 作成  
令和2年12月16日 一部追記  
令和3年1月8日 一部修正  
令和3年1月15日 一部修正  
令和3年1月20日 一部修正

なお、鳥取県版新型コロナ警報の基準により「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」、「感染流行警戒地域（Ⅳ）」、「感染特別注意地域（Ⅲ）」、「感染注意地域（Ⅱ）」又は「感染留意地域（Ⅰ）」に指定されている地域へ移動する場合、校長とその行動計画及び行動歴の情報共有に努めることとし、私用で同地域へ移動する場合も同様とする。